



専 務	職 員
大倉	吉
	ねまき

福島労発基 1019 第 4 号  
平成 28 年 10 月 19 日

(公社)須賀川労働基準協会  
会長 殿

福島労働局長



### 「過重労働解消キャンペーン」の周知広報の依頼について

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

福島県においては、平成 27 年の労働者 1 人当たりの平均年間総労働時間は 1887 時間となっており、平成 21 年以降、毎年増加傾向にあります。また、週 60 時間以上働く労働者の割合は 8.8% (平成 24 年) と全国平均をやや下回っているものの、政府目標である 5% 以下を達成するためには、より一層の取組が求められます。

こうした中、本年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や「日本再興戦略 2016—第4次産業革命に向けてー」において、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれました。また、政府全体としても、本年 9 月 2 日に「働き方改革実現推進室」を設置するなど、長時間労働の是正を含めた働き方改革実現に向けた取組を開始しています。

厚生労働省では、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間とし、「過重労働解消相談ダイヤル」による相談受付などの取組を行います。

また、過重労働防止対策については、昨年 12 月 21 日の福島県魅力ある職場づくり推進会議において、長時間労働対策を含む「魅力ある職場づくり」の実現のために取り組むことが確認されたところです。

つきましては、貴職におかれましても、この趣旨を御理解いただき、同封のリーフレット等を活用し、「過重労働解消キャンペーン」について、会員等に対する周知広報に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(担当 監督課 024-536-4602)

健康で充実して働き続けることのできる社会へ

# 過労死ゼロを 実現するために



国民一人ひとりが  
自身にも関わることとして  
過労死とその防止に対する  
理解を深めましょう。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

# 過労死等とその防止への理解を深めましょう。



リサイクルマーク

「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

## 事業主の取組

Q 過労死等を防止するため、事業主が取り組むべきことは?

A 労働基準や労働安全衛生に関する法令の遵守などです。

## 【過労死等防止のための取組】

- 長時間労働の削減
- 過重労働による健康障害の防止
- 働き方の見直し
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- 職場のパワーハラスメントの予防・解決
- 相談体制の整備等

## 事業主の取組

Q 働き過ぎによる健康障害を防止するために必要なことは?

A 事業者は労働者の健康づくりに向け積極的に支援すること、労働者は自らの健康管理に努めることが必要です。

## 労働者の取組

Q 働き方はどのように見直せばよいですか?

A 事業主はワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境づくりを推進しましょう。使用者と労働者で話し合って計画的な年次有給休暇の取得などに取り組みましょう。

## 事業主の取組

Q 心の健康を保つために取り組むべきことは?

A 長時間労働の削減に向けて、事業主が取り組むべきことは? 時間外・休日労働協定の内容を労働者に周知し、労働時間が60時間以上の労働者をなくすよう努めましょう。

## 事業主の取組

Q 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けて取り組むべきことは?

A 事業主はトップによるメッセージの打ち出しいや職場内のルールづくりに取り組み、労働者は悩みを共有するなどしましょう。

## 労働者の取組

Q 労働者が過労死等の危険を感じた場合に備えて取り組むべき対策は?

A 労働者は自身の不調に気がついたら、周囲の人や専門家に相談しましょう。事業主は労働者が相談に行きやすい環境づくりが必要です。上司・同僚等も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようになっていくことが重要です。

A 事業主の取組  
Q 長時間労働の削減に向けて、事業主が取り組むべきことは?  
A 時間外・休日労働協定の内容を労働者に周知し、労働時間が60時間以上の労働者をなくすよう努めましょう。  
Q 心の健康を保つために取り組むべきことは?  
A 事業主はメンタルヘルス対策を積極的に推進し、労働者はストレスチェックにより自身のストレスの状況に気づき、セルフケアに努めましょう。